

# 令和3年度

# 家庭における熱の有効利用促進事業 (高断熱窓・ドア)

## 事業説明会











公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)



- 1. 事業概要
- 2. 助成対象者
- 3. 助成対象製品
- 助成対象経費
- 5. 設置要件
- 6. 助成申請額
- 7. 手続きの流れ
- 8. 書類作成時の留意点



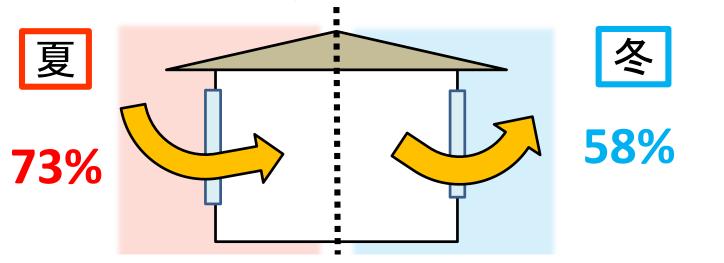
### 1. 事業概要 (1)目的

都内にある既存住宅に設置されている窓・ドアを 高断熱窓・ドアに改修する方に対して、その経費 の一部を助成することにより、高断熱窓・ドアの導 入機会の拡大を図り、家庭における熱の有効利 用を推進すること。



### 1. 事業概要 (2)事業効果(住環境)

夏の冷房時、冬の暖房時に熱が出入りする割合



出典:「住宅の省エネリフォームガイドブック」 東京都住宅政策本部、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

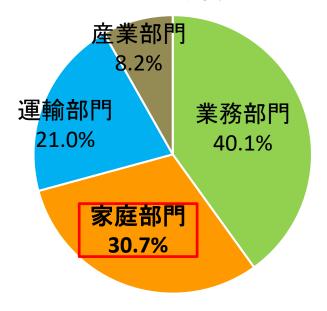
- 快適性の向上
- ・結露が抑制され、ダニ・カビの繁殖防止
- •ヒートショックの防止
- ・光熱費の節約

参考文献:「既存マンション省エネ改修のご提案」 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

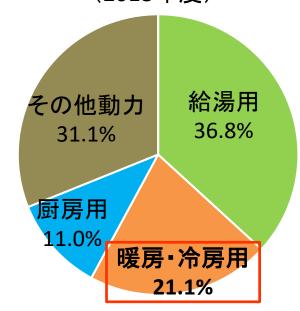


### 1. 事業概要 (2)事業効果(温暖化対策)

都における エネルギー消費量の部門別割合 (2018年度)



都における家庭部門の エネルギー消費量の用途別割合 (2018年度)



出典:都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2018年速報値)

高断熱窓・ドアの導入により、

家庭でのエネルギー消費量(二酸化炭素排出量)を削減



# 1. 事業概要 (3)事業スキーム



本事業は、東京都の資金を原資としています。



# 1. 事業概要 (4)助成率

対象	助成率	上限額	要件
高断熱窓	材料費・工事費 の1/6	50万円/戸	・既存住宅における1つ以上の居室において、設置される全ての窓について、内窓の取り付け又は外窓もしくはガラスの交換を実施すること等
高断熱ドア	材料費・工事費 の1/6	8万円/戸	・既存住宅における1つ以上の居室において、設置される全ての窓について、内窓の取り付け又は外窓もしくはガラスの交換を実施することと同時に設置すること等



## 1. 事業概要 (5)申請受付期間•予算

■交付申請受付期間 令和2年7月15日(水)から 令和4年3月31日(木)まで

### ■予算

18億7500万円 (熱利用機器含む)

※ 上記期限に関わらず、受理した申請書の交付申請額の合計が 公社の予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。



### 1. 事業概要 (6) 事前申請



本事業は事前申請制です。

交付決定日より前に契約締結した案件は、助成対象 になりません。

必ず公社が発行する交付決定通知の発行日以降に、 契約を締結してください。

※ 実績報告時には工事請負契約書(若しくは注文請書)の写しの提出が 必須となりますので、必ず書面での契約を行ってください。



## 1. 事業概要 (7)対象住宅①

- •**都内にある既存住宅**に設置されたものが、 助成対象となります。
  - ※ 助成対象者の生活の拠点は都外でも構いません。
- •専用住宅が対象です。
  - ※ 店舗や事務所等と居住部分が同一の住宅の場合、 電気・ガス等のエネルギーを分けて管理されており、且つ、 高断熱窓の設置工事においても明確に切り分けしていれば、 居住部分のみを申請することは可能です。
- ■同一住戸からの複数回の申請は認められません。



# 2. 助成対象者

助成対象者	要件	
住宅の所有者	助成対象住宅を所有している個人又は法人。 ※ 販売中や転売物件において、交付申請時に住宅の売買 契約が締結されているが、まだ買主に所有権が移転され ていない場合は、その時点での所有者である買取再販 業者(売主)を助成対象者とする。	
管理組合	助成対象住宅における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人。	
リース事業者	住宅の所有者又は管理組合と高断熱窓及び高断熱ドアに係る リース契約(以下「リース契約」という。)を締結しようとするリース 事業者。 ただし、住宅の所有者又は管理組合と共同で申請を行う場合 に限る。	



# 😇 2. 助成対象者 (1)住宅の所有者①

### 住宅の所有者

助成対象住宅を所有している個人又は法人。 (賃貸住宅を含みます。)

※ 申請者は、建物の登記事項証明書で所有権者として証明できる方としてください。



## 2. 助成対象者 (1)住宅の所有者②

### <所有権者が複数名いる場合>

助成対象住宅の所有権者が複数名いる場合は、 その中から1名を申請者(助成対象者)としていただき、 他の所有権者は、共有者として連名で申請してください。

- ※ 助成金は、助成対象者に交付されます。
- ※ 申請者と工事契約者は同一人としてください。
- ※ 申請者の共有持分の割合は特に問いません。



## 🔮 2. 助成対象者 (1)住宅の所有者③

### <区分所有者が改修する場合>

分譲集合住宅の区分所有者が、

区分所有法で共用部分と見なされる窓を改修する場合は、 管理規約等で、区分所有者が当該共用部分の改修を行う ことが認められている必要があります。

※ 交付申請の際に、共用部の改修が認められていることを確認することが できる書類(管理規約に定めのある工事承認書、または参考様式7等)を提出 してください。



## 👺 2. 助成対象者(2)管理組合の代表者①

### 管理組合の代表者

管理組合(助成対象住宅における、建物の区分所有 等に関する法律第25条第1項の管理者又は同法第 47条第2項の管理組合法人)の代表者。



## 🕲 2. 助成対象者(2)管理組合の代表者②

### <管理組合が申請する際の注意事項>

マンション全体申請の場合、

全戸改修でなくても構いません。

管理組合総会等の議決で一部の住戸のみを改修すると 決定した場合は、全戸を改修しなくても対象となります。

議事録に改修する(しない)住戸番号を記載してください。

※ 交付申請の際に、管理組合総会で高断熱窓・ドアへの改修及び 本助成事業へ申請を行うことに対する意思決定が確認できる **議案書及び議事録**を提出してください。(抜粋不可)



## 2. 助成対象者 (3)リース事業者①

### リース事業者

住宅の所有者又は管理組合と高断熱窓に係る リース契約を締結しようとするリース事業者。

- ※ 住宅の所有者又は管理組合と共同で申請する必要があります。
- ※ 助成金の交付先は、所有権を有するリース事業者となります。



## 2. 助成対象者 (3)リース事業者(2)

- ① 助成対象となる高断熱窓がリース対象として 一括で契約されている必要があります。
- ② リース料金から本事業にて交付される 助成金に相当する額を減額してください。
- ③ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に 関する省令に定められた耐用年数(10年)以上と してください。



# 3. 助成対象製品 (1)高断熱窓

助成対象となる高断熱窓は、 次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 未使用品であること。
- 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (断熱リフォームに係る支援事業に限る。) において、補助対象となる製品として登録されて いる窓及びガラスであること。



## 3. 助成対象製品(2)高断熱ドア

助成対象となる高断熱ドアは、 次の要件を全て満たすものとなります。

- (1) 未使用品であること。
- 東京ゼロエミ住宅指針の要件である熱貫流率が 3.49 W/(m\*K)以下のドアであること。



# 4. 助成対象経費 (1)助成対象経費

	費目	項目
助対経費	材料費	<ul> <li>高断熱窓(窓・ガラス)及び高断熱ドアの購入等に必要な経費</li> <li>・窓、ドアの商品代</li> <li>・内窓取付けに必要な額縁、ふかし枠等の費用</li> <li>・カバー工法によるアルミサッシ製品代</li> <li>・外部シーリング・内部シーリング等</li> </ul>
	工事費	高断熱窓及び高断熱ドアの設置と不可分の工事に必要な経費 ・窓、ガラス及びドアの取付費 ・仮設足場費・養生費 ・既存建具解体費 ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費(場内集積まで) ・清掃費・美装費・搬入費 ・助成対象費用を算出するための実測費等



### 4. 助成対象経費 (2)助成対象外経費

## 高断熱窓・ドアの設置に直接関係しない 工事に係る経費は、助成対象外となります。

- (例) ・網戸、雨戸等の窓付属部材費
  - オプション等で取り付けたドアハンドル、施錠部分
  - 諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、 交通費、廃材処分費、管理費、調査費、 消費税及び地方消費税、法定外福利費
  - 金融機関に対する振込手数料 等

設置する高断熱窓が、雨戸や防犯用の格子等、断熱性能を向上させる目的とは異なる窓付属部材(オプション)と一体となっている場合であっても、窓付属部材は対象となりません。

見積もりの際に高断熱窓と窓付属部材の経費を分けて算出していただくか、 別紙で計算書を作成し、提出してください。



## 🎯 5. 設置要件 (1)高断熱窓・ガラス

### 最低、1つの居室の全ての窓を改修してください。

1つの居室の全ての窓の改修と同時に他の居室又 は廊下、玄関その他の非居室の改修を行う場合、そ の他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。

※ 外気に接していない窓は、助成対象外です。 【戸建】



居室1で全ての窓を改 修していれば、同時に 行うその他の部屋は1 枚でも可。

#### 【集合住宅】





# 5. 設置要件 (2)高断熱ドア

最低、1つの居室の全ての窓に高断熱窓を設置す るのと併せて実施してください。

※ 外気に接していないドアは、助成対象外です。



1つの居室で全ての窓 を高断熱窓への改修を していれば、1住戸に1 枚まで高断熱ドアを助 成対象にできます。

#### 【集合住宅】

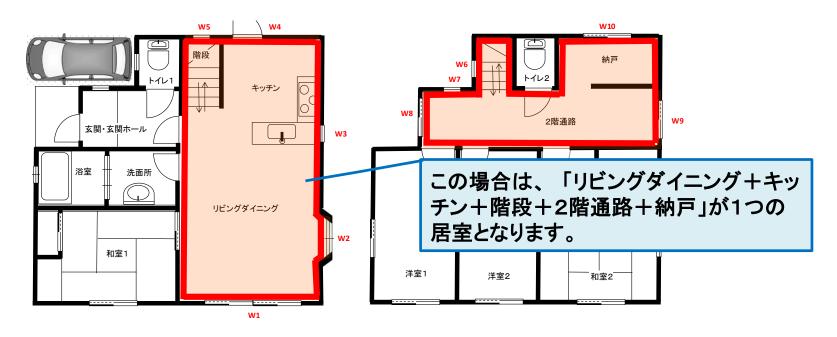




## 🥑 5. 設置要件(3)居室の範囲

部屋等が間仕切りやドア等で区切られておらず、 空間がつながっている区画(吹抜け・階段等)は、 同一の空間(室)と見なします。

※ 改修する居室が他の部屋等と同一の空間となっている場合は、 その区画全体が一つの居室となりますので、注意してください。





### 6. 助成申請額 (1)助成金額(助成率)

# 助成対象経費の6分の1以内(100円未満端数切り捨て)

※ 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合は、 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金 交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。



### 6. 助成申請額 (2)上限額①

次の①又は②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

### 高断熱窓

- ① 戸建住宅:1住戸当たり50万円 集合住宅:1住戸ごとに50万円
- ② 国からの補助金と併給する場合は、本助成対象経費の 2分の1の額から国の補助金の額を控除した額

都 1/6	国	区市町村等	自己負担
上限50万円/戸	1/2		

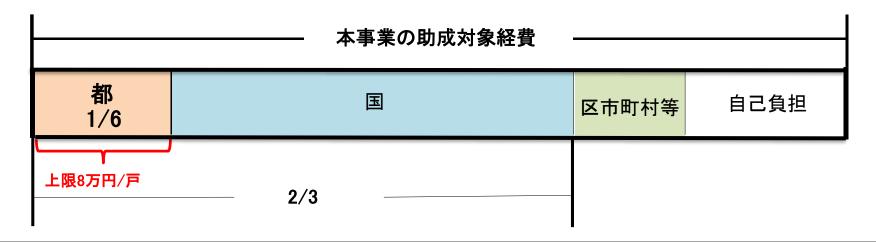


## 6. 助成申請額 (2)上限額②

次の①又は②のいずれか小さい方の額が上限額となります。

### 高断熱ドア

- ① 戸建住宅:1住戸当たり8万円 集合住宅:1住戸ごとに8万円
- ② 国からの補助金と併給する場合は、本助成対象経費の 3分の2の額から国の補助金の額を控除した額





### 6. 助成申請額 (2)上限額③

♣合住宅の上限額は、あくまでも1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸分を合計した金額です。

例) 高断熱窓:〇〇マンション5戸を改修する場合

	助成対象経費	· 书	
住戸	の1/6		単住戸算定額
A	70万円		50万円
B	60万円	(単住戸)	50万円
С	50万円	—— 上限額 —> 50万円	50万円
D	40万円	3077	40万円
E	30万円		30万円
		<b>△</b> =	- COOFI

50万円×5戸=250万円

助成金交付申請予定額



### 6. 助成申請額 (3)他の補助金と併給する場合①

※ 併給の対象となる助成対象経費は、

本助成事業における助成対象経費となります。

(国及び他の地方公共団体による補助金の対象経費と 全て一致するとは限りませんので、ご注意ください。)

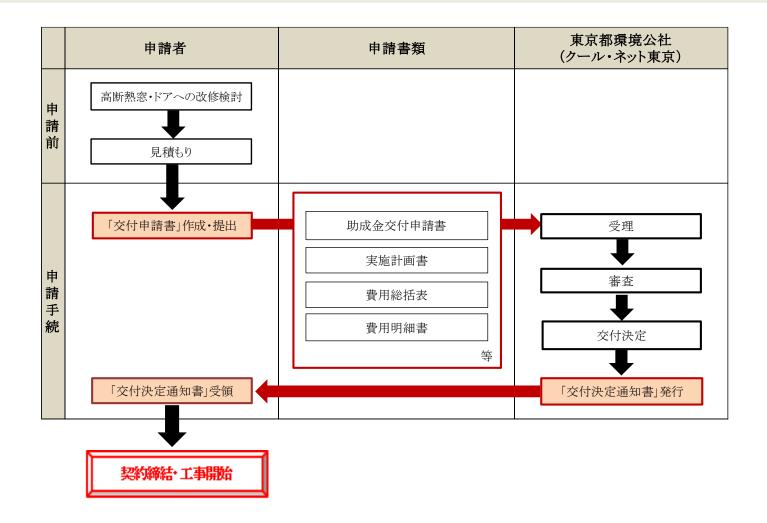


# 都の資金を原資とした他の補助金との併給はできません。

※ 本事業以外の都又は公社の補助金、都の補助金の 交付を受けて補助事業を行う区市町村の補助金で、 本事業の助成対象経費と重複する場合は、 併給しないでください。

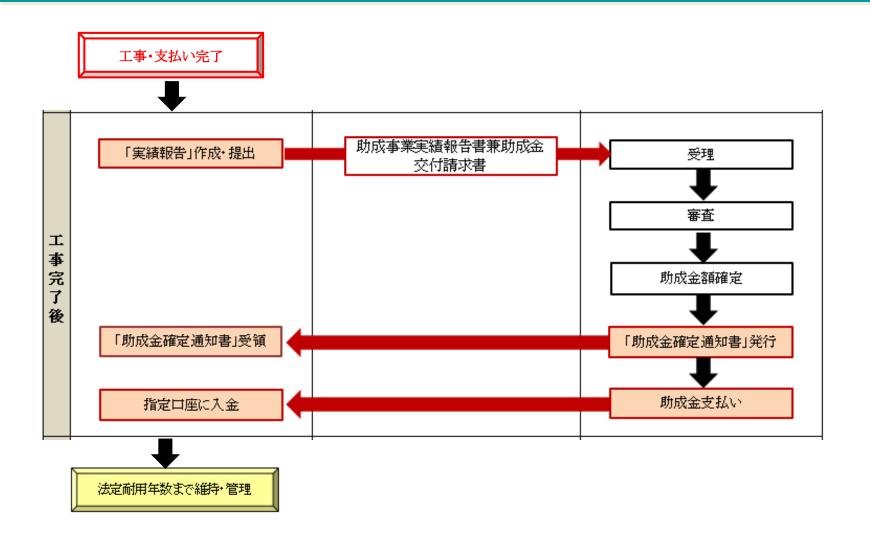


### 7. 手続きの流れ(1)交付申請書受理から交付決定





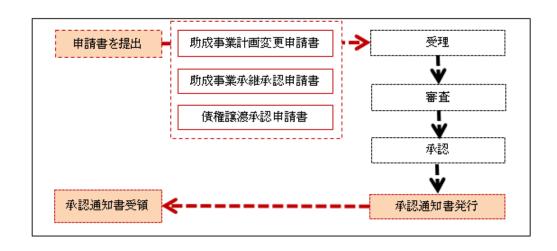
# 7. 手続きの流れ(2)実績報告書兼請求書受理から助成金交付



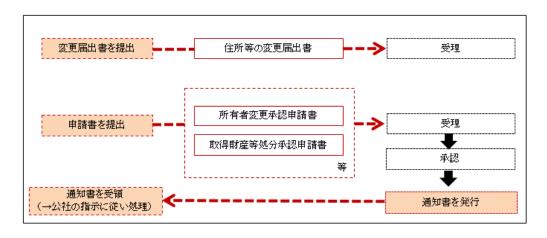


### 7. 手続きの流れ(3)変更等が生じた場合

#### 工事期間中



#### 助成金受領から法定耐用年数の間





## 8. 書類作成時の留意点 共通①

### <受付期限について>

交付申請:令和4年3月31日(木)まで

実績兼請求: 令和4年9月30日(金)まで

### ※ 17時までに公社必着

- ※ 期限を過ぎて公社に到着した申請書は、受け付けられませんので、 ご注意ください。
- ※ 上記期限に関わらず、受理した申請書の交付申請額の合計が 公社の予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。



### 8. 書類作成時の留意点 共通②

### く提出方法について>

### 原則郵送

- ※ 公社から申請者に対し書類受領の旨の連絡は致しません。 到着の確認をしたい場合は、配達状況が確認できる方法 (簡易書留等)で提出してください。
- ※ 各書類にインデックス(書類名を記入)を付けてください。
- ※ クリアポケットは使用しないでください。
- ※ 同時に複数件提出する場合、1つの封筒にまとめて郵送しても 構いませんが、必ず1申請ごとに分けてクリアファイル等に入れ、 他の申請書類が混ざらないようにして下さい。また、申請数と 申請案件(物件名等)が確認できるよう、一覧を添付して下さい。

一度に大量にまとめて提出されますと、窓口が混み合い審査に時間がか かります。出来る限り、その都度の提出をお願いします。



### 8. 書類作成時の留意点 共通③

### <様式(別記様式を含む)について>

- 提出書類の様式は、クールネット・東京のHPから ダウンロードしてください。
- •「助成金申請の手引」を確認しながら、 提出書類の記入・提出をお願いします。
- 片面印刷 ※ 管理組合総会の議案書及び議事録は、両面印刷可。



## 8. 書類作成時の留意点 共通④

### <手続代行者について>

申請者は、施工業者等に本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を依頼することができます。

- ※ 公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を 手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応して ください。
- ※ 申請者と連絡を密にとり、進捗を管理してください。
- ※ 公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、 手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って 手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行 の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けません ので、ご注意ください。



## 8. 書類作成時の留意点 申請①

### く交付申請書について>

交付申請書は、以下の住宅区分ごとに様式が異なります。高断熱窓・ドアを設置する住宅の形態・住戸数に合わせて提出してください。

住宅区分	対象
戸建住宅	戸建住宅を申請する場合
集合住宅(個別)	集合住宅の1住戸を申請する場合
集合住宅(全体)	集合住宅の複数戸を一括申請する場合

申請書は先着順に受理し、審査を行います。

- ※ 書類の不備・不足があった場合は、各審査担当者から是正依頼をさせて いただきます。(この場合、審査に時間がかかりますので、ご注意ください。)
- ※ 提出された書類は原則返却いたしませんので、 申請者用として必ず手元に控えを1部ご用意ください。



## 8. 書類作成時の留意点 申請②

### <費用明細書について>

- 各工法ごとに記載していただきます。見積もり上、工事費を工法ごとに分けていない場合は、 按分等をして調整してください。
  - ※ 按分等する場合は、内訳を別紙で示してください。
- •見積書に<mark>値引き</mark>を計上している場合は、 値引きを加えた助成対象経費を算定してください。
  - ※値引きをどの経費からしたのかを必ずご記入ください。
  - ※消費税から値引きはしないでください。



### 8. 書類作成時の留意点 実績兼請求①

### く実績報告兼請求書について>

- ・工事及び工事代金の支払が完了した後、添付書類をすべて揃えた上で提出してください。
- ・助成金の振込先に関する情報に記載いただく 口座名義は、助成事業者と同一としてください。 (リース契約の場合は共同申請者)



### 8. 書類作成時の留意点 実績兼請求②

### **<工事請負契約書について>**

・委託者は、申請者(リース契約の場合は共同申請者)と同一としてください。

- ・注文書で契約する場合は、 注文請書(施工業者が発行)を提出してください。 なお、この場合の工事請負契約日は、 注文請書の請負日とします。
  - ※ 印紙・割印が無いものは受付出来ません。



## お問合せ先・申請書類の提出先

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京)

熱利用(高断熱窓・ドア)助成金担当

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL:03-5990-5066

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分

(祝祭日及び年末年始を除く)